

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

カナダ

食品表示

1. 食品表示 FOOD LABELLING.....	1
2. 食物アレルギー及びグルテン・フリー表示 (FOOD ALLERGENS AND GLUTEN-FREE LABELLING)	3

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

1. 食品表示 Food Labelling

(1) 業界表示ツール(Industry Labeling Tool)

2014年、カナダ食品検査庁(Canadian Food Inspection Agency: CFIA)は、食品表示と広告のガイドを業界表示ツール(Industry Labelling Tool)に置き換え、食品表示ガイダンスの単一ソースを業界に提供した。

業界表示ツール(Industry Labeling Tool)の内容は、表示関連法の枠組み(Labeling Legislative Framework)から引用され、更に、カナダ食品安全規則(Safe Food for Canadians Regulations: SFCR)の第11章(Part 11)には、統合された表示要件が含まれている(従来は製品固有の規制に含まれていた)。

業界表示ツール(Industry Labeling Tool)には、次の情報が含まれている。

- 基本的な表示要件 basic labeling requirements
- 広告要件 advertising requirements
- 食品の組成、品質、量、原産地に関わる表示 claims as to the composition, quality, quantity and origin of foods
- 栄養表示 nutrition labeling
- 栄養素含有量強調表示 nutrient content claims
- 健康関連の強調表示 health-related claims
- 食物アレルギーに関する規制 regulations on food allergens
- アルコール飲料 alcoholic beverages、加工果実及び野菜 processed fruits and vegetables、蜂蜜 honey、食肉と家禽肉 meat and poultry、魚類 fish とサプリメント supplementary products のための製品固有の要件

カナダ食品安全規則(Safe Food for Canadians Regulations: SFCR)の第11章(Part 11)

Division 1 General

- Subdivision A Interpretation
- Subdivision B Subsection 6(1) of Act
- Subdivision C Standards Prescribed for Food
- Subdivision D Information
- Subdivision E Official Languages
- Subdivision F Legibility and Type Size

Division 2 Requirements Applicable to Prepackaged Food

- Subdivision A Application of this Division
- Subdivision B Sake and Advertisement
- Subdivision C Label Required
- Subdivision D Information
- Subdivision E Requirement to Apply or Attach Label
- Subdivision F Type Size – Specific Information
- Subdivision G Manner or Showing Declaration of Net Quantity

Division 3 Specific Requirements for Certain Foods

- Subdivision A to L

(2) 食品規制の近代化(Food Product Innovation)

カナダ食品検査庁(CFIA)は、消費者の情報へのアクセス改善、消費者保護強化及び規制適応性の改善を目的とした食品規制の近代化(Food Product Innovation、従来は食品表示近代化イニシアティブ(Food Labelling Modernization Initiative としていた)を近々完成させようとしている。提示規制案は 2019 年 6 月公開された。

- カナダ国民のための食品安全規則を修正する規制(Regulations amending the Safe Food for Canadians Regulations)
- 食品医薬品規制を修正する規制(Regulations amending the Food and Drug Regulations)

その後、公聴(public consultation)期間が続き、2019 年 9 月に終了した。COVID-19 拡大中に保留とされていた他のイニシアティブと同様、最終的な制定は遅れており、現在は、2021 年秋に公告(Canada Gazette)が予定されている。

(3) 2 か国語表示(Bilingual Labeling Requirements)

義務的な表示情報は、業界ラベル表示ツール(Industry Labelling Tool)で説明されている必須のラベル表示要件を含め、英語とフランス語の両方で表示する必要がある。2 か国語でのラベル表示要件(bilingual labeling requirements)には、例外となるものと免除されるものがいくつかあり、特定の情報は一つの公用語でのみ提供できる。

- 例外
 - 企業のアイデンティティと主な拠点(Identity and principal place of business)
 - 特定のアルコール飲料(certain alcoholic beverages)の通称(例 テネシーウイスキー、バーボンなど)
- 免除
 - 小売店で消費者への販売には向けられない商業または産業機関向けの輸送用コンテナ(Shipping containers)
 - スペシャルティ食品
 - ローカル食品
 - 市場テスト用食品

(4) 栄養 /成分ラベル表示の改正

2016 年 12 月 14 日、食品医薬品規則(FDR)の中の、栄養ラベル表示、成分リスト及び食品着色料に関する要件(amendments to the nutrition labelling, list of ingredients and food color requirements)の改正が発効した。

新しいラベル表示への移行期間は当初の 5 年間から 1 年延長されて 2022 年 12 月までとなる(包装前面のラベル表示のスケジュールに合わせるため)。それまでは、古いラベル形式と新しいラベル形式の両方が認められる。詳細については、次章の「栄養表示」の項を参照のこと。

2. 食物アレルギー及びグルテン・フリー表示 (Food Allergens and Gluten-free Labelling)

(1) 食物アレルギー、グルテン及び添加された亜硫酸塩の表示

包装済み食品へのアレルギー、グルテン及び添加された亜硫酸塩の含有についての表示は、カナダ保健省 (Health Canada) のカナダ食品検査庁 (Canadian Food Inspection Agency: CFIA) が、食品医薬品法 (Food and Drugs Act: FDA)、食品医薬品規則 (Food and Drug Regulations: FDR) 及びカナダ食品安全法 (Safe Foods for Canadians Act: SFCA)、カナダ食品安全規則 (Safe Foods for Canadians Regulations: SFCR) に基づき、施行している。

カナダでは、一般的なアレルギー、グルテン及び添加された亜硫酸塩が、成分或いはその構成成分として存在する場合、常に食品ラベルに明確に表示する必要があり、「成分リスト」に、或いは成分リストの直後にある「含む旨 (may contain)」の表示をしなければならない。

定義

- **食物アレルギー**とは、以下の食品のいずれかに由来するタンパク質、或いはタンパク質画分を含む任意の修飾タンパク質を意味する (FDR Part B Division 1 : B.01.010.1 (1)).
 - (a) 木の实 Tree nuts (アーモンド almonds、ブラジルナッツ Brazil nuts、カシューナッツ cashews、ヘーゼルナッツ hazelnuts、マカダミアナッツ macadamia nuts、ピーカン pecans、松の実 pine nuts、ピスタチオ pistachios、又はクルミ walnuts);
 - (b) ピーナッツ Peanuts;
 - (c) ごま Sesame seeds;
 - (d) 小麦又はライ小麦 Wheat or triticale;
 - (e) 卵 Eggs;
 - (f) 牛乳 Milk;
 - (g) 大豆 Soybeans;
 - (h) 甲殻類 Crustaceans;
 - (i) 貝類 Shellfish;
 - (j) 魚類 Fish; or
 - (k) カラシナの種 Mustard seeds.
- **食品アレルギー源、グルテン源、及び亜硫酸塩の表示**とは、製品に含まれる食品アレルギー、グルテン、又は10 ppm 以上の添加された亜硫酸塩が製品に存在することを意味している。

(2) グルテン・フリー (Gluten-Free) 表示

- **グルテン (Gluten)**とは

(a) 以下のいずれかの穀物、又は以下の穀物の少なくとも1つから作成された交雑株の穀物からのグルテンタンパク質 (gluten protein) をいう:

- (i) 大麦 Barley,
- (ii) オーツ麦 Oats,
- (iii) ライ麦 Rye,
- (iv) ライ小麦 Triticale,

(v) 小麦 Wheat; or

(b) 上記(a)に示されている穀物、又はそれらの交雑株の穀物に由来する、あらゆるグルテンタンパク質画分を含む、加工されたグルテンタンパク質(modified gluten protein)。

カナダでは、グルテン・フリーの表示は、食品医薬品施行規則(FDR) Part B Division 24)の**特別用途食品(Food for Special Dietary Use)**を対象とする表示に該当し、カナダ保健省(Health Canada)によって規制されている。製品に大麦、ライ麦、オート麦、ライ小麦、小麦、カムート、又はスペルトに由来する原料が含まれている場合、「グルテン・フリー」であると表示したり、印象を与えることは禁止されている。

但し、この場合のグルテンには上記の穀物のいずれかに由来するグルテンタンパク質画分だけでなく、加工グルテンタンパク質に由来する製品にも適用され、その含有量の総量が 20 ppm 未満の食品は、適切な製造方法で調理されている場合、「グルテン・フリー」食品と見なされる。